

平成 22 年 4 月 1 日  
地方独立行政法人秋田県立療育機構規程第 5 号

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 29 条第 2 項に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第 3 条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第 4 条 給料は、就業規則第 11 条、第 14 条及び第 15 条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料)

第 4 条の 2 就業規則第 50 条第 1 項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条第 2 項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第 11 条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表における当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級は、別表第 16 のとおりとする。

(暫定再雇用職員の給料)

第 4 条の 3 就業規則第 50 条の 2 第 1 項の規定により雇用された職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準

給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 就業規則第50条の2第3項の規定により雇用された短時間勤務の暫定再雇用職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定により決定された額に、暫定再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第11条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再雇用職員に適用される給料表における当該暫定再雇用職員の属する職務の級は、別表第16のとおりとする。

（給与の口座振替による支払）

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

（給与からの控除）

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

（給料表）

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1）事務職給料表（別表第1）

（2）医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

（3）技能職給料表（別表第3）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）のとおりとする。

（初任給の基準）

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

（1）次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級及び八級

イ 医療職給料表（1）の職務の級三級及び四級

ウ 医療職給料表（２）の職務の級六級

エ 医療職給料表（３）の職務の級六級

（２）前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第５に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定める資格を有していること。

３ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第６に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第９条又は第１０条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第７に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

４ 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

５ 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第８に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

６ 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。

７ 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

（１）国家公務員及び地方公務員

（２）他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員

（３）理事長が前２号に掲げる者に準ずると認める者

８ 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第６項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

９ 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第２項第１号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第６項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

第9条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以下下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、1号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定め基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がい状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
- 3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。
- 5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日及び同規則第17条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第7条に規定する給料表を適用することが適当でないと思われる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、

給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第10に定める給料の調整に係る適用区分表（以下「適用区分表」という。）の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第10の2に定める調整基本額表（以下「調整基本額表」という。）の調整基本額欄に掲げる額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25をこえてはならない。
- 5 第3項の規定による給料の調整額が、秋田県人事委員会規則7-2「給料の調整額」の一部を改正する規則（平成18年4月1日施行）の施行日前日の給料の調整額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該調整額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成22年3月31日までの間、第3項の規定による給料の調整額のほか、施行日前日の給料の調整額と第3項の規定による給料の調整額との差額に相当する額に、 $\frac{100}{100}$ 分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。なお、この項における職員には、平成18年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

（管理職手当）

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第11のとおりとし、支給額は別表第11の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。
- 6 第2項の規定による管理職手当の額が、秋田県人事委員会規則7-3「管理職手当」の一部を改正する規則（平成19年4月1日施行）の施行日前日の管理職手当の額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該管理職手当の額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成23年3月31日までの間、第2項の規定による管理職手当の額のほか、施行日前日の管理職手当と第2項の規定による管理職手当との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。なお、この項における職員には、平成19年4月1日以降に秋田県職員及び

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(初任給調整手当)

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第12に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき13,000円とする。前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠く

に至った場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
  - (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
- (2) 第23条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるも

の

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長

が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位機関につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位機関の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(第3項第1号の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員に

あつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 防疫業務手当
- (4) 待機手当

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第8条第2項及び第3項(ただし書を除く。)に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。)に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第25条の2 夜間看護等手当は、看護師若しくは准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 7,300円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満である場合 3,550円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
- (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

(防疫業務手当)

第25条の3 防疫業務手当は、職員が感染症（指定感染症として定める等の政令に規定する感染症で理事長が指定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、4,000円とする。

(待機手当)

第25条の4 待機手当は、入院患者の症状の急変等に伴う業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた医師に支給する。

2 前項に掲げる手当の額は、待機1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 8時30分から17時15分までの待機命令 1,000円
- (2) 17時15分から8時30分までの待機命令 1,000円
- (3) 8時30分から翌8時30分までの待機命令 2,000円

3 待機命令を受けた医師がやむを得ない理由により他の医師に待機を交代した場合、それぞれの待機時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。）に応じて、前号各号に規定する額を案分した額（50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円とする。）を、当初に命令を受けた待機者及び交代後の待機者にそれぞれ支給する。

## 第26条 削除

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第28条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間外に勤務した勤務の時間が一箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第33条の規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、その割合に100分25を加算した割合）を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前各項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第18条第1項第2号及び3号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務1回につき、22,500円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、この額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第17条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の理由により、休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額(ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

- ア 別表第11の規定による区分が2種 10,000円
- イ 別表第11の規定による区分が3種 8,000円
- ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 6,000円
- エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 4,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

- ア 別表第11の規定による区分が2種 5,000円
- イ 別表第11の規定による区分が3種 4,000円
- ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 3,000円
- エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 2,000円

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除した得た額とする。

- (1) 給料
- (2) 初任給調整手当
- (3) 地域手当
- (4) 寒冷地手当

- 2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差

し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

- 3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第34条 第27条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第28条から第30条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第38条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月

額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 6 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

(期末手当の不支給)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第77条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第2項の規定により解雇された職員(同項第2号に該当して解雇された職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
  - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。

この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第35条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第51条第2第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合(第4項において「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(第5項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第15に定め

る割合とする。

- 5 成績率は理事長が定めるものとする。
- 6 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。
- 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 8 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の106.25」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の61.25」とする。」

(寒冷地手当)

第39条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において秋田県内に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
19,800円	11,400円	8,200円

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第40条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、同規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

できる。

- 5 職員が同規則第40条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第一項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第41条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第42条 給与規程第8条第2項から第11項まで、第9条から第11条まで、第13条、第18条、及び第19条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(補則)

第43条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人移行職員等に係る給料の決定)

- 2 地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立療育院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成22年秋田県条例第1号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表

医療職給料表（１）	医療職給料表（１）
医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
医療職給料表（３）	医療職給料表（３）
現業職給料表	技能職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(平成18年度の給料切替えに伴う経過措置)

- 4 法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者のうち、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額について、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)の3分の2に相当する額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額の3分の1に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する第16条第4項及び第35条第4項(38条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第16条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」と、第35条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 6 第6項の規定により、差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、給料月額と差額相当額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第17条第3項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 7 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する期末手当の額は、第35条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する勤勉手当の額は、第38条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する勤勉手当基礎額に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。(第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。(別表第13自動車等使用者の通勤手当の月額改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第33条第1項及び第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、地域手当の支給割合、  
単身赴任手当額及び管理職員特別勤務手当の改正)

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額  
が同日において受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年12月31日までの間、給料月額の  
ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(地域手当の支給割合、単身赴任手当額及び勤勉手当の支給  
割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(昇格時号給対応表の改正)  
2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(期末、勤勉手当の加算割合の改正)

(経過措置)

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.25年
医療職給料表(三)	主査等	3年	0.75年

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.5年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.5年

三 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表（二）	主査	3年	2.75年
医療職給料表（三）	主査等	3年	1.25年

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。（夜間看護等手当額の改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。（給料月額、初任給調整手当額の改正）
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（勤勉手当の支給割合の改正）

（経過措置）

- 3 第38条第2項中、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、平成28年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（扶養手当額の改正）

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

区分	支給額
配偶者	10,000円
子	8,000円
父母等	6,500円
配偶者がいない場合の子	10,000円
配偶者がいない場合の父母等	9,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（勤勉手当の支給割合の改正）

（経過措置）

- 2 第38条第2項中、「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、夜間看護等手当額の改正)

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

3 第38条第2項中、「100分の82.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、別表第6 初任給基準表)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正)

(経過措置)

3 第38条第2項中、「100分の87.5」を「100分の97.5」に、「100分の107.5」を「100分の117.5」に改め、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、別表第6 初任給基準表、別表第10 給料の調整に係る適用区分表)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の122.5」を「100分の120.0」に、「100分の102.5」を「100分の100.0」に改め、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(給料月額、期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第38条第2項中、「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、令和4年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(定年延長に伴う給料等の改正)

- 2 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 医療業務に従事する医師
- 二 就業規則第49条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 三 就業規則第49条の4第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 四 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員

- 4 就業規則第49条の3第2項の規定により降任をされた職員であつて、当該降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、同項及び附則第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、附則第4項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料を支給される職員に対する給与規程第35条第3項及び第38条第3項の適用については、第35条第3項及び第38条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料との合計額」とする。
- 9 附則第2項に規定する職員に対する第16条の規定の適用については、同条により調整される額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。（別表第6 初任給基準表）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。（給料月額、初任給調整手当額の改正）
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。（期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正）  
（経過措置）
- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

第35条第6項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の62.5」に改める。

第38条第2項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に改める。

第38条第8項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。(夜間看護等手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月1日から施行する。(給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、初任給調整手当及び寒冷地手当の改正)
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定及び別表第12の規定並びに改正後の第39条第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(扶養手当の改正)

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

配偶者	3,000
扶養親族たる子	11,500

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合、特定の職員についての適用除外、別表第4 級別標準職務表及び別表第11 管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について、別表第9 昇格時号給対応表の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。(通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正)
- 2 改正後の別表第1から別表第3、別表第12、第22条第2項及び別表第13(一部)、第31条第2項の規程は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。(初任給基準表(別表第6)の改正)

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044	475,651	529,476
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959	480,993	536,229
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874	485,932	541,369
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689	490,569	545,603
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503	494,601	549,030
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317	498,028	552,255
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132	500,951	555,178
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206	436,946	503,471	557,698
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517	438,559	505,486	559,714
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129	440,070		
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742	441,582		
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254	443,094		
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169	444,606		
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084	445,917		
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999	447,227		
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814	448,436		
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325	449,646		
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140	450,956		
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853	452,267		
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466	453,476		
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180	454,686		
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591	455,492		
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002	456,298		
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413	457,105		
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824	457,710		
	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034	458,314		
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243	458,919		
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251	459,524		
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360	460,229		
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569	461,036		
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678	461,439		
	32	242,815	278,999	312,968	359,233	384,432	416,787	462,145		
	33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492	462,649		
	34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198	463,052		
	35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803	463,455		
	36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508	463,858		
	37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113	464,261		
	38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718	464,564		
	39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222	464,866		
	40	250,374	284,745	323,148	372,135	391,890	421,625	465,168		
	41	251,181	285,451	324,459	373,647	392,697	422,028	465,471		
	42	251,886	286,157	325,668	374,453	393,503	422,230	465,773		
	43	252,491	286,862	326,978	375,360	394,310	422,532	466,076		
	44	253,096	287,568	328,087	376,368	395,015	422,835	466,378		
	45	253,801	288,273	328,994	377,275	395,721	423,137	466,680		
	46	254,406	288,878	330,305	378,384	396,426	423,439			
	47	255,011	289,584	331,615	379,291	397,132	423,742			
	48	255,616	290,188	332,925	380,299	397,837	424,044			
	49	256,120	290,894	334,034	381,206	398,341	424,246			
	50	256,724	291,499	335,344	381,912	398,946	424,548			
	51	257,329	292,204	336,554	382,617	399,551	424,750			
	52	257,833	292,910	337,764	383,222	400,256	425,052			
	53	258,236	293,414	339,074	383,625	400,660	425,254			
	54	258,639	294,019	340,082	384,230	401,264	425,556			
	55	258,942	294,623	341,191	384,835	401,869	425,858			

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
56	259,244	295,329	342,299	385,540	402,373	426,161				
57	259,547	295,934	343,005	385,843	402,776	426,362				
58	259,849	296,538	343,912	386,548	403,381	426,665				
59	260,151	297,143	344,618	387,254	403,986	426,967				
60	260,454	297,849	345,424	387,859	404,490	427,169				
61	260,756	298,453	346,230	388,161	404,893	427,370				
62	261,059	299,058	346,634	388,665	405,397	427,673				
63	261,361	299,562	347,137	389,270	405,901	427,975				
64	261,663	300,066	347,843	389,875	406,506	428,177				
65	261,966	300,570	348,649	390,177	406,808	428,378				
66	262,268	301,175	349,355	390,782	407,211	428,681				
67	262,570	301,679	350,061	391,487	407,514	428,983				
68	262,873	302,284	350,665	392,092	407,917	429,185				
69	263,175	302,687	351,169	392,495	408,219	429,386				
70	263,478	303,191	351,774	392,999	408,522	429,689				
71	263,780	303,695	352,278	393,604	408,824	429,991				
72	264,082	304,300	352,883	394,108	409,026	430,193				
73	264,385	304,804	353,185	394,612	409,227	430,394				
74	264,687	305,207	353,689	395,217	409,530					
75	264,990	305,509	353,992	395,620	409,832					
76	265,292	305,812	354,395	395,922	410,034					
77	265,594	306,013	354,798	396,325	410,235					
78	265,897	306,316	355,302	396,829	410,538					
79	266,199	306,517	355,806	397,233	410,840					
80	266,501	306,819	356,310	397,636	411,042					
81	266,804	307,021	356,612	398,039	411,243					
82	267,106	307,223	357,015	398,543	411,545					
83	267,409	307,525	357,419	398,946	411,848					
84	267,711	307,727	357,822	399,349	412,049					
85	268,013	308,029	358,124	399,652	412,251					
86	268,316	308,231	358,527							
87	268,618	308,533	358,930							
88	268,921	308,835	359,334							
89	269,223	309,138	359,535							
90	269,525	309,440	359,938							
91	269,828	309,743	360,342							
92	270,130	310,045	360,745							
93	270,432	310,247	360,946							
94		310,448	361,249							
95		310,750	361,652							
96		311,154	361,954							
97		311,355	362,257							
98		311,658	362,660							
99		311,960	363,063							
100		312,363	363,466							
101		312,565	363,970							
102		312,867	364,373							
103		313,170	364,777							
104		313,472	365,180							
105		313,674	365,684							
106		313,976	366,087							
107		314,278	366,389							
108		314,581	366,692							
109		314,782	367,095							

別表第1 事務職給料表

職員の区分	事務職										
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	110		315,085								
	111		315,488								
	112		315,790								
	113		315,992								
	114		316,193								
	115		316,496								
	116		316,899								
	117		317,101								
	118		317,302								
	119		317,605								
	120		317,907								
	121		318,209								
	122		318,411								
	123		318,713								
	124		319,016								
	125		319,318								
	定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 201,892	基準給料月額 229,611	基準給料月額 271,642	基準給料月額 292,406	基準給料月額 308,130	基準給料月額 334,538	基準給料月額 377,779	基準給料月額 412,453	基準給料月額 466,076

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(1)				
	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分	医療職(1)				
	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
84		506,400			
85		506,900			
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 312,900	基準給料月額 356,500	基準給料月額 412,800	基準給料月額 488,500

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894	375,259	430,596
	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305	376,973	432,511
	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716	378,586	434,527
	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127	380,198	436,341
	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538	381,710	438,155
	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151	383,323	439,768
	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663	384,936	441,381
	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175	386,548	442,893
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586	388,161	444,405
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199	390,177	445,715
	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710	392,193	447,025
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222	394,209	448,336
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634	395,620	449,646
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246	397,333	450,856
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758	399,047	452,065
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270	400,760	453,174
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782	402,474	454,383
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395	403,986	455,492
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007	405,498	456,702
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519	407,010	457,911
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830	408,320	459,020
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342	409,630	459,826
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854	410,941	460,229
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365	412,049	460,935
	25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777	413,158	461,439
	26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289	414,267	461,842
	27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800	415,376	462,245
	28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212	416,484	462,649
	29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623	417,291	463,052
	30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235	418,097	463,455
	31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647	418,803	463,757
	32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158	419,609	464,060
	33	249,064	274,061	302,687	327,684	376,368	420,012	464,362
	34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477	420,617	464,664
	35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686	421,121	464,967
	36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795	421,524	465,269
	37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803	421,927	465,572
	38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609	422,129	
	39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517	422,431	
	40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625	422,734	
	41	254,204	280,210	310,650	337,058	384,633	423,036	
	42	254,809	281,016	311,859	338,268	385,641	423,339	
	43	255,414	281,822	312,968	339,477	386,649	423,641	
	44	255,918	282,528	314,077	340,687	387,556	423,943	
	45	256,321	283,233	315,085	341,594	388,363	424,145	
	46	256,926	284,040	316,193	342,602	389,169	424,447	
	47	257,329	284,846	317,302	343,610	390,076	424,750	
	48	257,732	285,552	318,310	344,517	390,883	425,052	
	49	258,135	286,257	319,419	345,424	391,386	425,254	
	50	258,639	286,963	320,427	346,331	392,193	425,455	
	51	259,143	287,568	321,536	347,339	392,999	425,758	
	52	259,647	288,273	322,644	348,246	393,806	426,060	
	53	259,950	288,979	323,652	348,750	394,209	426,262	
	54	260,252	289,584	324,660	349,657	394,914		
	55	260,555	290,289	325,668	350,363	395,620		

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	260,857	290,894	326,676	351,270	396,225		
	57	261,159	291,599	327,583	351,976	396,628		
	58	261,462	292,305	328,591	352,278	397,132		
	59	261,764	293,011	329,599	352,681	397,737		
	60	262,067	293,615	330,506	353,286	398,341		
	61	262,369	294,119	331,413	353,891	398,745		
	62	262,671	294,724	332,119	354,596	399,248		
	63	262,974	295,430	332,825	355,302	399,752		
	64	263,276	296,034	333,429	355,907	400,256		
	65	263,578	296,538	334,034	356,612	400,861		
	66	263,881	297,143	334,740	357,116	401,365		
	67	264,183	297,849	335,344	357,721	401,970		
	68	264,486	298,453	335,949	358,326	402,575		
	69	264,788	299,058	336,554	358,628	403,079		
	70	265,090	299,663	336,756	359,132	403,583		
	71	265,393	300,268	337,159	359,535	403,986		
	72	265,594	300,873	337,663	360,039	404,389		
	73	265,796	301,477	338,268	360,543	404,691		
	74	266,098	301,981	338,771	361,047	405,195		
	75	266,401	302,385	339,275	361,551	405,599		
	76	266,602	302,788	339,679	361,954	406,002		
	77	266,804	303,090	340,283	362,257	406,405		
	78	267,106	303,392	340,787	362,559			
	79	267,409	303,594	341,191	362,761			
	80	267,610	303,896	341,695	363,063			
	81	267,812	304,199	342,199	363,567			
	82	268,114	304,400	342,501	363,869			
	83	268,417	304,703	342,703	364,172			
	84	268,618	305,005	343,005	364,474			
	85	268,820	305,207	343,408	364,877			
	86		305,408	343,811	365,180			
	87		305,610	344,114	365,482			
	88		305,812	344,416	365,785			
	89		306,215	344,718	366,188			
	90		306,416	344,920	366,490			
	91		306,618	345,323	366,692			
	92		306,819	345,626	366,994			
	93		307,223	345,827	367,296			
	94		307,424	346,130	367,700			
	95		307,626	346,432	368,103			
	96		307,928	346,634	368,506			
	97		308,231	346,835	369,010			
	98		308,432	347,137	369,413			
	99		308,634	347,440	369,816			
	100		308,936	347,641	370,220			
	101		309,239	347,843	370,724			
	102		309,440	348,045				
	103		309,642	348,448				
	104		309,944	348,649				
	105		310,247	348,851				
	106			349,153				
	107			349,557				
	108			349,960				
	109			350,161				
定年前再雇 用短時間勤 務職員		基準給料月額 202,900	基準給料月額 229,711	基準給料月額 259,345	基準給料月額 273,456	基準給料月額 300,167	基準給料月額 342,703	基準給料月額 386,448

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	223,462	256,724	296,236	309,743	333,429
	2	225,377	258,841	296,740	310,247	334,437
	3	227,191	261,059	297,244	310,750	335,445
	4	228,905	263,276	297,748	311,254	336,352
	5	230,618	265,494	298,151	311,758	337,360
	6	232,534	266,501	298,655	312,262	338,570
	7	234,348	267,308	299,159	312,867	339,779
	8	236,061	268,215	299,562	313,270	340,989
	9	237,775	269,021	299,965	313,774	341,896
	10	239,690	270,130	300,469	314,278	343,106
	11	241,605	271,239	300,973	314,883	344,214
	12	243,520	272,146	301,477	315,387	345,323
	13	245,335	272,952	301,881	315,790	346,331
	14	247,350	273,658	302,385	316,395	347,440
	15	249,366	274,363	302,788	317,101	348,549
	16	251,382	275,170	303,292	317,705	349,657
	17	253,398	276,279	303,796	318,310	350,766
	18	255,414	277,186	304,199	319,217	351,875
	19	257,531	278,093	304,703	320,024	352,984
	20	259,547	279,000	305,106	320,931	354,092
	21	261,462	280,008	305,610	321,737	355,201
	22	262,671	281,016	306,013	322,644	356,411
	23	263,780	281,923	306,517	323,551	357,519
	24	264,889	282,931	306,920	324,358	358,628
	25	265,998	283,737	307,424	325,164	359,636
	26	266,804	284,645	308,029	325,971	360,946
	27	267,711	285,552	308,735	326,878	362,257
	28	268,517	286,459	309,440	327,785	363,567
	29	269,324	287,467	310,146	328,490	364,777
	30	270,029	288,172	310,851	329,599	366,289
	31	270,735	288,878	311,557	330,708	367,800
	32	271,440	289,584	312,363	331,716	369,312
	33	272,247	290,188	313,069	332,825	370,522
	34	272,852	290,793	313,875	333,833	372,034
	35	273,456	291,297	314,581	334,941	373,445
	36	273,960	291,700	315,286	336,050	374,856
	37	274,565	292,103	315,992	337,159	376,267
	38	275,271	292,708	316,798	338,268	377,275
	39	275,976	293,212	317,605	339,376	378,686
	40	276,682	293,615	318,411	340,485	379,997
	41	277,387	294,019	319,016	341,291	381,307
	42	277,992	294,522	319,923	342,400	382,718
	43	278,698	294,926	320,931	343,509	384,028
	44	279,302	295,430	321,838	344,517	385,339
	45	280,109	295,934	322,644	345,424	386,851
	46	280,814	296,337	323,652	346,331	388,060
	47	281,520	296,841	324,660	347,339	389,169
	48	282,125	297,244	325,567	348,347	390,379
	49	282,629	297,748	326,475	349,557	391,487
	50	283,133	298,151	327,382	350,867	392,394
	51	283,536	298,655	328,390	352,076	393,402
	52	283,939	299,159	329,398	353,286	394,310
	53	284,241	299,562	330,204	354,193	394,914
	54	284,745	299,965	331,111	355,403	395,721
	55	285,149	300,469	332,119	356,511	396,527
	56	285,552	300,873	333,026	357,822	397,333

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57	285,955	301,377	333,933	358,830	398,039
	58	286,358	302,082	334,840	359,737	398,745
	59	286,660	302,788	335,848	360,846	399,450
	60	286,963	303,493	336,756	362,055	400,055
	61	287,366	304,199	337,663	363,164	400,660
	62	287,769	305,106	338,771	364,373	401,264
	63	288,172	306,013	339,981	365,583	401,970
	64	288,475	306,719	341,191	366,591	402,575
	65	288,777	307,424	341,896	367,599	403,280
	66	289,180	308,331	343,005	368,607	403,784
	67	289,584	309,138	344,114	369,716	404,389
	68	289,886	309,944	345,021	370,824	404,893
	69	290,289	310,650	346,130	371,631	405,296
	70	290,793	311,557	346,835	372,739	405,901
	71	291,196	312,464	347,944	373,848	406,304
	72	291,499	313,270	349,053	374,856	406,607
	73	291,902	314,178	350,161	375,562	406,909
	74	292,406	314,984	351,371	376,368	407,413
	75	292,910	315,891	352,480	377,174	407,816
	76	293,414	316,798	353,588	377,880	408,118
	77	293,918	317,605	354,697	378,485	408,421
	78	294,422	318,512	355,806	378,989	408,925
	79	295,026	319,520	356,814	379,493	409,429
	80	295,430	320,427	357,923	379,997	409,832
	81	295,934	320,931	358,830	380,601	410,134
	82	296,337	321,737	359,838	381,105	410,538
	83	296,841	322,644	360,745	381,609	411,042
	84	297,345	323,451	361,753	382,113	411,445
	85	297,748	324,257	362,660	382,517	411,848
	86	298,151	325,164	363,466	382,920	
	87	298,655	326,172	364,273	383,524	
	88	299,159	327,180	365,079	384,028	
	89	299,562	328,087	365,684	384,331	
	90	300,066	329,095	366,289	384,835	
	91	300,570	330,103	366,893	385,137	
	92	301,074	331,111	367,498	385,440	
	93	301,578	331,917	367,901	386,044	
	94	301,981	332,623	368,304	386,548	
	95	302,485	333,329	368,808	387,052	
	96	303,090	333,933	369,212	387,556	
	97	303,695	334,437	369,716	388,161	
	98	304,199	334,740	370,119	388,665	
	99	304,703	335,244	370,623	389,169	
	100	305,207	335,848	371,026	389,572	
	101	305,610	336,252	371,328	390,177	
	102	306,114	336,756	371,832	390,681	
	103	306,517	337,360	372,135	391,185	
	104	306,920	337,864	372,437	391,689	
	105	307,323	338,268	372,840	392,294	
	106	307,727	338,771	373,344	392,697	
	107	308,130	339,275	373,848	393,201	
	108	308,432	339,779	374,352	393,705	
	109	308,634	340,183	374,856	394,310	
	110	308,936	340,485	375,360		
	111	309,138	340,787	375,864		

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	112	309,440	341,090	376,267		
	113	309,743	341,392	376,670		
	114	309,944	341,795	377,074		
	115	310,247	342,098	377,578		
	116	310,448	342,400	378,082		
	117	310,750	342,602	378,485		
	118	310,952	342,904	378,989		
	119	311,254	343,206	379,493		
	120	311,557	343,408	379,997		
	121	311,859	343,610	380,299		
	122	312,162	343,912			
	123	312,464	344,214			
	124	312,766	344,517			
	125	312,968	344,718			
	126	313,170	345,021			
	127	313,472	345,323			
	128	313,875	345,525			
	129	314,077	345,726			
	130	314,379	345,928			
	131	314,681	346,230			
	132	315,085	346,432			
	133	315,286	346,734			
	134	315,589	347,137			
	135	315,891	347,541			
	136	316,193	347,944			
	137	316,395	348,246			
	138	316,697	348,649			
	139	317,000	349,053			
	140	317,302	349,456			
	141	317,504	349,758			
	142	317,806	350,161			
	143	318,209	350,464			
	144	318,512	350,867			
	145	318,713	351,169			
	146	318,915	351,572			
	147	319,217	351,976			
	148	319,520	352,379			
	149	319,721	352,681			
	150	319,923	353,084			
	151	320,225	353,488			
	152	320,528	353,891			
	153	320,931	354,193			
	154	321,132				
	155	321,334				
	156	321,636				
	157	321,939				
	158	322,241				
	159	322,544				
	160	322,846				
	161	323,249				
	162	323,551				
	163	323,854				
	164	324,156				
	165	324,559				
	166	324,862				

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	167	325,164				
	168	325,467				
	169	325,870				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 250,777	基準給料月額 271,844	基準給料月額 279,504	基準給料月額 290,390	基準給料月額 307,525

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,775	242,311	262,470	293,918	321,536
	2	201,489	243,117	263,377	294,623	322,846
	3	203,202	243,923	264,284	295,329	324,156
	4	204,916	244,629	265,191	295,833	325,366
	5	206,629	245,335	266,199	296,438	326,273
	6	208,343	246,040	267,106	297,042	327,482
	7	209,955	246,846	268,114	297,647	328,692
	8	211,568	247,552	269,021	298,151	329,801
	9	213,181	248,358	269,929	298,655	330,809
	10	214,693	249,064	270,735	299,260	331,817
	11	216,205	249,770	271,440	299,865	332,925
	12	217,616	250,374	271,844	300,268	334,034
	13	219,027	251,080	272,448	300,671	335,042
	14	220,539	251,483	272,852	301,175	336,050
	15	222,051	251,987	273,255	301,578	337,159
	16	223,563	252,390	273,658	301,881	338,268
	17	224,974	252,894	274,061	302,284	339,275
	18	226,385	253,297	274,565	302,687	340,384
	19	227,796	253,801	275,069	303,090	341,493
	20	229,207	254,204	275,674	303,392	342,501
	21	230,618	254,507	276,379	303,695	343,509
	22	231,626	254,809	276,984	304,098	344,517
	23	232,735	255,112	277,589	304,501	345,424
	24	233,844	255,414	278,395	304,804	346,432
	25	234,852	255,918	279,202	305,106	347,440
	26	235,658	256,422	279,907	305,509	348,347
	27	236,565	256,825	280,411	305,812	349,355
	28	237,372	257,329	281,117	306,215	350,363
	29	238,279	257,833	281,923	306,517	351,371
	30	239,085	258,337	282,629	307,021	352,379
	31	239,892	258,740	283,334	307,424	353,387
	32	240,698	259,143	283,939	307,928	354,294
	33	241,504	259,446	284,645	308,432	355,201
	34	242,008	259,950	285,350	308,835	356,108
	35	242,512	260,454	286,056	309,339	356,915
	36	243,016	260,857	286,660	309,843	357,822
	37	243,621	261,260	287,265	310,347	358,729
	38	244,125	261,764	287,971	310,952	359,737
	39	244,629	262,167	288,576	311,557	360,745
	40	245,133	262,570	289,080	312,262	361,652
	41	245,637	262,974	289,483	312,766	362,559
	42	245,939	263,377	289,987	313,270	363,466
	43	246,242	263,881	290,390	313,875	364,373
	44	246,645	264,183	290,793	314,379	365,180
	45	247,048	264,486	291,297	314,883	365,986
	46	247,451	264,889	291,801	315,387	366,793
	47	247,854	265,292	292,305	315,992	367,599
	48	248,258	265,594	292,607	316,597	368,304
	49	248,560	265,998	293,011	317,201	369,010
	50	248,862	266,401	293,414	317,907	369,816
	51	249,165	266,703	293,817	318,612	370,623
	52	249,467	267,005	294,321	319,318	371,227
	53	249,669	267,409	294,623	319,923	371,933
	54	249,971	267,711	295,026	320,628	372,538
	55	250,273	268,013	295,530	321,233	373,243
	56	250,576	268,417	296,034	321,838	373,949

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57	250,777	268,719	296,438	322,443	374,554
	58	251,080	269,021	297,042	323,148	375,058
	59	251,382	269,324	297,546	323,854	375,562
	60	251,584	269,626	298,151	324,459	376,066
	61	251,785	269,929	298,756	324,963	376,469
	62	252,088	270,231	299,260	325,467	
	63	252,390	270,533	299,865	326,071	
	64	252,592	270,836	300,369	326,676	
	65	252,793	271,037	300,873	327,281	
	66	253,096	271,340	301,377	327,684	
	67	253,398	271,642	301,881	328,087	
	68	253,600	271,844	302,385	328,591	
	69	253,801	272,045	302,788	328,894	
	70	254,104	272,348	303,191	329,398	
	71	254,406	272,650	303,594	329,902	
	72	254,608	272,852	303,997	330,305	
	73	254,809	273,053	304,400	330,506	
	74	255,112	273,356	304,703	330,809	
	75	255,414	273,658	305,106	331,010	
	76	255,616	273,860	305,509	331,313	
	77	255,817	274,061	305,912	331,615	
	78	256,120	274,363	306,316	331,917	
	79	256,422	274,666	306,719	332,220	
	80	256,624	274,867	307,122	332,421	
	81	256,825	275,069	307,424	332,623	
	82	257,128	275,371	307,928	332,925	
	83	257,329	275,674	308,331	333,228	
	84	257,632	275,875	308,835	333,429	
	85	257,833	276,077	309,138	333,631	
	86	258,035	276,279	309,642	333,833	
	87	258,337	276,581	310,146	334,135	
	88	258,639	276,883	310,448	334,437	
	89	258,841	277,085	310,851	334,639	
	90	259,143	277,287	311,355	334,941	
	91	259,446	277,589	311,859	335,244	
	92	259,647	277,791	312,363	335,445	
	93	259,849	278,093	312,666	335,647	
	94	260,151	278,395	313,069	335,949	
	95	260,454	278,698	313,472	336,252	
	96	260,655	278,899	313,976	336,453	
	97	260,857	279,101	314,379	336,655	
	98	261,159	279,403	314,782		
	99	261,462	279,605	315,085		
	100	261,663	279,907	315,387		
	101	261,865	280,109	315,689		
	102	262,167	280,310	316,093		
	103	262,470	280,613	316,395		
	104	262,671	280,915	316,798		
	105	262,873	281,117	317,101		
	106		281,318	317,504		
	107		281,621	317,907		
	108		281,822	318,109		
	109		282,125	318,310		
	110		282,427	318,612		
	111		282,729	318,915		

別表第3 技能職給料表

職員の区分	技能職						
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	112		282,931	319,116			
	113		283,133	319,318			
	114		283,435	319,620			
	115		283,637	319,923			
	116		283,838	320,124			
	117		284,141	320,326			
	118		284,443	320,628			
	119		284,745	320,931			
	120		284,947	321,132			
	121		285,149	321,334			
	122		285,350	321,636			
	123		285,653	321,939			
	124		285,955	322,140			
	125		286,157	322,342			
	126		286,358	322,644			
	127		286,660	322,947			
	128		286,963	323,148			
	129		287,164	323,350			
	130		287,366				
	131		287,668				
	132		287,971				
	133		288,172				
	134		288,374				
	135		288,676				
	136		288,979				
	137		289,180				
	定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 207,839	基準給料月額 219,027	基準給料月額 237,775	基準給料月額 259,849	基準給料月額 292,507

別表第4 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務 3 部長（事務部長を除く。）の職務
6級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う部長（事務部長を除く。）の職務 3 本部課長の職務 4 事務部次長の職務 5 本部次長の職務 6 事務部長

(2) 医療職給料表（1）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 2 科長の職務 3 部長の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、部長の職務 2 センター長、副センター長の職務
4級	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務

	5 言語聴覚士の職務 6 歯科技工士の職務 7 臨床工学技士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 公認心理師の職務 3 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う薬剤師の職務 4 困難な業務を行う公認心理師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務 3 上席主幹の職務 4 部長の職務 5 特に困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 困難な業務を行う部長の職務 2 困難な業務を行う上席主幹の職務

(4) 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 看護部長、看護部次長、看護師長、副看護師長の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務

(5) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務

2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 公認心理師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
栄養士 衛生検査技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線技師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
臨床検査技師 理学療法士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11

作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士						
歯科衛生士	短大卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
	高校専 攻科卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、公認心理師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

#### (4) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師 養成所卒		7	7	8	
		0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以

後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第6 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(2) 医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 6 卒	1 級 17 号 給

(3) 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 19 号 給
	大 学 4 卒	2 級 5 号 給
公 認 心 理 師	修 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士 歯 科 衛 生 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給

(4) 医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 15 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給

准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給
---------	----------	-----------

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(5) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 21 号 給

別表第7 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第8 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻 科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3年	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻 科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

## 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第9 昇格時号給対応表  
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		

別表第9 昇格時号給対応表  
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						

別表第9 昇格時号給対応表  
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	

(3) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	1	10	2
23	7	1	11	3
24	8	1	12	4
25	9	1	13	5
26	10	1	14	6
27	11	1	15	7
28	12	1	16	8
29	13	1	17	9
30	14	2	18	10
31	15	3	19	11
32	16	4	20	12
33	17	5	21	13
34	18	6	22	14
35	19	7	23	15
36	20	8	24	16
37	21	9	25	17
38	22	10	26	18
39	23	11	27	19
40	24	12	28	20
41	25	13	29	21
42	26	14	30	22
43	27	15	31	23
44	28	16	32	24
45	29	17	33	25
46	30	18	34	26
47	31	19	35	27
48	32	20	36	28
49	33	21	37	29
50	34	22	38	30
51	35	23	39	31
52	36	24	40	32
53	37	25	41	33
54	38	26	42	34
55	39	27	43	35
56	40	28	44	36
57	41	29	45	37
58	41	30	46	38

(4) 医療職給料表(3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
59	42	31	47	39
60	42	32	48	40
61	43	33	49	41
62	43	34	50	42
63	44	35	51	43
64	44	36	52	44
65	45	37	53	45
66	46	38	54	45
67	47	39	55	46
68	48	40	56	46
69	49	41	57	47
70	50	42	58	47
71	51	43	59	48
72	52	44	60	48
73	53	45	61	49
74	54	46	62	50
75	55	47	63	51
76	56	48	64	52
77	57	49	65	53
78	58	50	66	53
79	59	51	67	54
80	60	52	68	54
81	61	53	69	55
82	62	54	70	55
83	63	55	71	56
84	64	56	72	56
85	65	57	73	57
86	65	58	74	57
87	66	59	75	58
88	66	60	76	58
89	67	61	77	59
90	67	62	78	59
91	68	63	79	60
92	68	64	80	60
93	69	65	81	60
94	70	66	81	60
95	71	67	82	61
96	72	68	82	61
97	73	69	83	61
98	74	70	83	61
99	75	71	84	62
100	76	72	84	62
101	77	73	85	62
102	77	74	86	62
103	78	75	87	63
104	78	76	88	63
105	79	77	88	63
106	79	77	88	63
107	80	77	89	64
108	80	78	89	64
109	81	78	89	65
110	81	78	90	
111	81	79	90	
112	81	79	90	
113	81	79	91	
114	82	80	91	
115	82	80	91	
116	82	80	92	
117	82	81	92	

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
118	82	81	92	
119	83	81	93	
120	83	81	93	
121	83	82	93	
122	83	82		
123	83	82		
124	84	82		
125	84	83		
126	84	83		
127	84	83		
128	84	83		
129	85	84		
130	85	84		
131	85	84		
132	86	84		
133	86	85		
134	86	85		
135	87	85		
136	87	86		
137	87	86		
138	88	86		
139	88	86		
140	88	86		
141	89	87		
142	89	87		
143	89	87		
144	89	87		
145	90	87		
146	90	88		
147	90	88		
148	90	88		
149	91	88		
150	91	88		
151	91	89		
152	91	89		
153	92	89		
154	92			
155	92			
156	92			
157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20

## (5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示

別表第10

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
医療療育センター	1	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及保育士で常時児童と起居を共にする職員	3
	2	診療放射線技師	
	3	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び保育士（児童福祉法に定める知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に従事することを本務とする職員を除く。）で1に掲げる者以外の者	2
	4	看護師及び准看護師で常時児童と起居を共にする職員	
	5	病理細菌技術者（臨床検査技師）	
	6	看護師及び准看護師で4に掲げる者以外の者	1
	7	心理判定指導員	
	8	社会福祉士	
	9	保育士で1及び3に掲げる者以外の者	
	10	公認心理師	

別表第10の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

5 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第11 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
センター	センター長	二種
	副センター長	三種
	診療部長	
	科長（診療部）	四種
	事務部次長	
	看護部長	五種
	部長（診療部長及び看護部長を除く。） 看護部次長 上席主幹	六種
看護師長	七種	
経営統括本部	次長	三種
	課長	四種

別表第11の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	70,800円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
	七種	33,200円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円

2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円

3 級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円
2 級	四種	76,400円

### 3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	三種	78,800円
6 級	四種	66,500円
5 級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4 級	五種	41,800円

### 4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	四種	69,300円
5 級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

別表第12 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	310,800
1年以上2年未満	310,800
2年以上3年未満	310,800
3年以上4年未満	310,800
4年以上5年未満	310,800
5年以上6年未満	310,800
6年以上7年未満	310,800
7年以上8年未満	310,800
8年以上9年未満	310,800
9年以上10年未満	310,800
10年以上11年未満	310,800
11年以上12年未満	310,800
12年以上13年未満	310,800
13年以上14年未満	310,800
14年以上15年未満	310,800
15年以上16年未満	310,800
16年以上17年未満	307,500
17年以上18年未満	304,200
18年以上19年未満	300,900
19年以上20年未満	297,600
20年以上21年未満	294,300
21年以上22年未満	283,300
22年以上23年未満	271,300
23年以上24年未満	258,800
24年以上25年未満	246,300
25年以上26年未満	233,800
26年以上27年未満	218,300
27年以上28年未満	202,800
28年以上29年未満	187,300
29年以上30年未満	171,800

30年以上31年未満	155,300
31年以上32年未満	138,800
32年以上33年未満	122,300
33年以上34年未満	104,300
34年以上35年未満	86,300
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

## 別表第13

## 自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額
	交通用具使用者
4キロメートル未満	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,200
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,400
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,600
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,200
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,400
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,600
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,800
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,000
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,200
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,400
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,800
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,000
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,200
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,400
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600

40キロメートル以上42キロメートル未満	24,800
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,000
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,200
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,400
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,600
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,800
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,000
54キロメートル以上56キロメートル未満	33,200
56キロメートル以上58キロメートル未満	34,400
58キロメートル以上60キロメートル未満	35,600
60キロメートル以上62キロメートル未満	36,800
62キロメートル以上64キロメートル未満	38,000
64キロメートル以上66キロメートル未満	39,200
66キロメートル以上68キロメートル未満	40,400
68キロメートル以上70キロメートル未満	41,600
70キロメートル以上72キロメートル未満	42,800
72キロメートル以上74キロメートル未満	44,000
74キロメートル以上76キロメートル未満	45,200
76キロメートル以上78キロメートル未満	46,400
78キロメートル以上80キロメートル未満	47,600
80キロメートル以上82キロメートル未満	48,800

82キロメートル以上84キロメートル未満	50,000
84キロメートル以上86キロメートル未満	51,200
86キロメートル以上88キロメートル未満	52,400
88キロメートル以上90キロメートル未満	53,600
90キロメートル以上92キロメートル未満	54,800
92キロメートル以上94キロメートル未満	56,000
94キロメートル以上96キロメートル未満	57,200
96キロメートル以上98キロメートル未満	58,400
98キロメートル以上100キロメートル未満	59,600
100キロメートル以上	60,800

別表第14 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第15 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第16 定年前再雇用短時間勤務職員等の職務の級

雇用形態	給料表	職務の級（標準）
定年前再雇用短時間勤務職員	事務職給料表	3級
暫定再雇用職員	医療職給料表（2）	3級
暫定再雇用短時間勤務職員	医療職給料表（3）	3級

備考 原則として、退職時の職務の級より2級以上下位の級とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

別表第17 号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		

別表第17 号給の切替表

## 事務職給料表の適用を受ける職員

61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(-)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(-)の適用を受ける職員

61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(二)の適用を受ける職員

61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(三)の適用を受ける職員

61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

## 別表第17 号給の切替表

## 技能職の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		